

岩手県告示第492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢黒石町から花巻市西大通りまで
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年4月22日から同年11月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 修正数値図化レベル2500